

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、44 万円であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 15 日から同年 12 月 15 日まで  
② 平成 5 年 12 月 15 日から 6 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっている上、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、月額 60 万円の給与が支給されていたと記憶しており、申立期間②については、平成 6 年 3 月 31 日までA社に勤務していたので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 4 月 30 日より後の同年 5 月 26 日付けで、申立人の被保険者資格の取得日である 5 年 4 月 15 日に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立期間中に同社において厚生年金保険に加入していた者のうち 12 人についても、申立人と同様に、6 年 5 月 26 日付けで、4 年 5 月 1 日（資格取得日がそれ以降である者についてはそれぞれの資格取得日）以降の標準報酬月額が、遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「会社は、社会保険料を滞納していた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、「当該期間においては、月額 60 万円の給与が支給されていた。」と申し立てているが、A社の元事業主は、「会社は存在しておらず、資料も一切無いため、申立人の給与額については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成5年12月15日とされ、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年4月30日より後の同年5月26日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の被保険者13人についても、申立人と同日又は同日後の平成6年7月7日に厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理が行われているが、その資格喪失日は特定の日に集中していない上、このうちの1人は、「A社の被保険者期間と勤務期間は一致している。」と回答していることから、同年5月26日及び同年7月7日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理が社会保険事務所による不合理な処理であったとまでは言えない。

また、元従業員は、「申立人は、A社在籍中に同社の事業主が代表を務める別の事業所の仕事も行っていた。」としている上、A社の元事業主は、「会社は存在しておらず、資料も一切無いため、申立人が当該期間に勤務していたかは不明である。」と回答していることから、上記の元従業員は、「申立人は、平成6年3月か同年4月にA社を退職した。」としているものの、申立人の当該期間における同社での勤務実態を確認することができない。

さらに、企業年金連合会が保管する申立人に係る記録（中脱記録照会（回答））の厚生年金基金加入員資格喪失日は平成5年12月15日で、オンライ

ン記録上のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、36万円であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 5 日まで  
② 平成 6 年 3 月 5 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっている上、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、月額 50 万円の給与が支給されていたと記憶しており、申立期間②については、平成 6 年 3 月 31 日までA社に勤務していたので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 4 月 30 日より後の同年 5 月 26 日付けで、申立人の被保険者資格の取得日である 5 年 4 月 1 日に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立期間中に同社において厚生年金保険に加入していた者のうち 12 人についても、申立人と同様に、6 年 5 月 26 日付けで、4 年 5 月 1 日（資格取得日がそれ以降である者についてはそれぞれの資格取得日）以降の標準報酬月額が、遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「会社は、社会保険料を滞納していた。」

と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、「当該期間においては、月額 50 万円の給与が支給されていた。」と申し立てているが、A社の元事業主は、「会社は存在しておらず、資料も一切無いため、申立人の給与額については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失は平成6年3月5日とされ、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月30日より後の同年5月26日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の被保険者13人についても、申立人と同日又は同日後の平成6年7月7日に厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理が行われているが、その資格喪失日は特定の日には集中していない上、このうちの1人は、「A社の被保険者期間と勤務期間は一致している。」と回答していることから、同年5月26日及び同年7月7日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理が社会保険事務所による不合理な処理であったとまでは言えない。

また、元従業員2人はいずれも、「申立人のことは知っているが、申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」としている上、A社の元事業主は、「会社は存在しておらず、資料も一切無いため、申立人が申立期間②に勤務していたかは不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における同社での勤務実態を確認することができない。

さらに、企業年金連合会が保管する申立人に係る記録（中脱記録照会（回答））の厚生年金基金加入員資格喪失日は平成6年3月5日で、オンライン

記録上のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、40万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額37万1,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については37万

1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、25万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額23万2,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については23万

2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、30万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額27万9,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については27万

9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、23万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額21万4,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、32万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額29万7,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については29万

7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、40万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額37万1,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については37万

1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、35万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額32万5,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については 32 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、53万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額51万8,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については51万

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで  
大学を中退して、昭和 44 年 4 月 1 日から A 社に勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名字を記憶している複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、元事業主は亡くなっている上、申立人が同社 B 支店と一緒に転勤したと記憶している元上司 4 人のうち、1 人は亡くなっており、1 人はその所在が不明であり、所在が確認できた 2 人のうち 1 人からは、「申立人のことは覚えていない。」との回答があり、残りの 1 人からは回答が得られないことから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が名字を記憶している元従業員 2 人の被保険者記録は確認できない上、元従業員が、申立期間においてともに勤務したとして氏名（名字のみを含む。）を記憶している上司及び同僚 51 人のうち、6 人については当該名簿において被保険者記録が確認できないことから、同社では、従業員を厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで  
申立期間中は、A社又はB社のどちらかに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 1 月から A 社の事務所で、C 業務を行っていた。」としているところ、B 社の元従業員の証言から、申立人が申立期間において A 社又は B 社で勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A 社の解散当時の代表取締役であった元事業主の妻は、「当時の資料は無い。」と回答している上、B 社の元事業主の長女で、解散当時の取締役は、「資料が無いので、申立期間当時の勤務状況及び保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B 社は昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が A 社に在籍中、一緒に B 社を立ち上げたとする B 社の元事業主及び元同僚の厚生年金保険被保険者資格は、申立人と同様に、A 社を昭和 50 年 1 月 1 日に喪失した後、51 年 6 月 1 日に B 社で取得していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。